

「共働き等」による指定校変更を希望する保護者の方へ

甲府市教育委員会でのお手続きの前に、次の項目について事前にご確認ください。

1. 指定校変更を希望するお子さんと同居する20歳以上の方はどなたですか？

(氏名を記入)

① _____	⑤ _____
② _____	⑥ _____
③ _____	⑦ _____
④ _____	⑧ _____

※ お子さんの兄弟、同居所別世帯の方を含みます。(65歳以上の同居家族は除く)

2. 前項1の方々にはそれぞれ、指定校変更を希望するお子さんの面倒を見ることができないことを証明する書類を用意することができますか？

※ 「お子さんの面倒を見ることができないことを証明する書類」は次のとおりです。

要件	必要書類
<b>仕事をしている</b> ・ 平日に週3日以上勤務である ・ 勤務時間は夕方16時以降までである ※夜勤の場合は、個別に相談してください	① 在職証明書(指定様式) ② 確定申告書(自営のみ) ③ 法人登記(場合による)
<b>学生である</b>	学生証の写し、在学証明書等
<b>介護サービスを利用している</b> ・ お子さんの面倒を見ることができないような状態 ※詳細は個別に相談してください	介護サービスを利用していることを確認できる書類等
<b>病気である</b> ・ お子さんの面倒を見ることができないような病状 ※詳細は個別に相談してください	医師の診断書等
<b>上記のいずれかに準ずる場合</b>	個別に相談してください

前項1のそれぞれの方に当てはまる要件に○をつけてください。

①	仕事 学生 介護 病気 その他	⑤	仕事 学生 介護 病気 その他
②	仕事 学生 介護 病気 その他	⑥	仕事 学生 介護 病気 その他
③	仕事 学生 介護 病気 その他	⑦	仕事 学生 介護 病気 その他
④	仕事 学生 介護 病気 その他	⑧	仕事 学生 介護 病気 その他

<裏面につづきます>

3. 次のうち、必要な要件をすべて満たすことができますか？

- （共働き等の場合）預かり書（指定様式）を用意することができる。
- （共働き等の場合）預かり主は預かり書記載の住所地に住民登録がある。
- 預かり先または営業所の住所地／所在地は、希望する学校区域内（調整区域を含む）である。
- 学校終了後は、放課後児童クラブや放課後デイサービス等を利用せず、保護者が迎えに来るまで預かり先に滞在させることを了承している。
- お子さんを希望する学校区域内（調整区域を含む）まで毎日送迎することができる。

4. 前項までの必要な項目にすべて当てはまる場合は、必要書類を添えて、甲府市教育委員会窓口にてお手続きをしてください。

- ※ 「在職証明書」と「預かり書」については、甲府市教育委員会指定の様式があります。  
様式は、甲府市ホームページからダウンロードしていただくか、学事課窓口にて配布しているものをお使いください。

5. お手続きの流れ

- （1）保護者が来庁し、学事課窓口にて必要書類を提出
- （2）書類不備がなければ、窓口にて指定学校変更申立書を保護者が記入
- （3）甲府市教育委員会での審査を経て、保護者に決定通知を送付

なお、この書類にご記入いただいた情報と異なる点が判明した場合は、指定校変更の申し立てをお受けできない場合がございます。

その他、ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

<お問合せ先>

甲府市丸の内1-18-1

甲府市役所本庁舎9階

甲府市教育委員会 学事課

電話 055-223-7322